

令和7年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」広告掲載契約書

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、別紙「令和7年度『愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業』に係る広告掲載要領」、「令和7年度『愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業』広告募集要項」および「令和7年度『愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業』広告掲載仕様書」に基づき、甲が発行する表彰式イベントプログラム等（以下「広告媒体」という。）に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（契約金額等）

第2条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

（1）契約金額

金 円

（うち消費税及び地方消費税額 金 円）

（2）契約期間

この契約締結の日から令和8年3月31日までの間とする。

（3）契約保証金

免除とする。

（広告料の納付方法）

第3条 乙は、契約金の納付について、広告媒体に掲載した広告の代金として、第2条(1)に定める金額を、令和8年3月31日までに、甲の指定する口座へ納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年8パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときはこの限りではない。

（協議による契約の解除）

第4条 甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部もしくは一部を解除し、内容を変更し、または履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）契約の締結および履行に関し、不正の行為があったとき。

（2）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲および乙は、自己または自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲および乙は、相手方が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方に何ら催告することなく、本契約を解除することができるものとする。

4 前項に基づき本契約が解除された場合、契約を解除された当事者は、これによって自らに生じた損害について相手方に賠償を請求できず、また、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。

(下請けの禁止)

第9条 本契約に係る下請けは認めない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(契約の費用等)

第10条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約による業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(危険負担)

第12条 契約締結後、発行日までに甲、乙双方の責に帰することのできない理由により発生した損害のうち、甲または乙に生じた損害については、甲に生じた損害については甲が、乙に生じた損害については乙が、それぞれ負担するものとし、甲または乙以外の第三者に生じた損害に対する賠償については、その負担について、甲、乙協議して決定するものとする。

(定めのない事項)

第13条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
愛媛県知事 中村 時 広

乙